

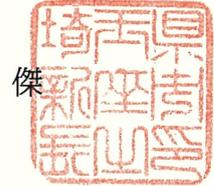


新座市告示第 38 号

昭和47年11月2日に行った建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更したので、新座市建築基準法施行細則（平成16年新座市規則第10号）第12条第3項の規定により告示する。

令和8年2月18日

新座市長 並 木



1 指定年月日及び番号

令和8年2月10日 第296号

2 指定の変更する道路の部分の地名地番

新座市栗原三丁目241番の一部、242番1の一部、242番4の一部、242番番14の一部、243番1の一部、242番13、243番2、244番5、244番6、244番7及び244番9

3 変更する道路の部分の幅員及び延長

幅員4.0メートル

延長80.59メートル